

# 商品概要説明書

## 令和5年度 JAさがみ 冬限定

### 特別定期貯金（大口定期）

(令和 年 月 日現在)

1. 商品名	・JAさがみ 冬限定 特別定期貯金（大口定期）				
2. 取扱期間	・令和5年11月1日（水）～令和5年12月29日（金）				
3. ご利用いただける方	・個人に限ります。				
4. 期間	・1年の自動継続（元金継続または元利金継続）				
5. 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入。</li> <li>・1,000万円以上。</li> <li>・1円単位。</li> <li>・「新たなご資金」でのお預入れを条件とします。 ※当組合から出金された資金は対象となりません。</li> </ul>				
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻しいたします。				
7. 利息	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約日における店頭表示金利（期間1年大口定期貯金）の5倍の金利を適用いたします。 組合員（新規申込者含む）および組合員家族の方は契約日における店頭表示金利（期間1年大口定期貯金）の25倍の金利を適用いたします。</li> <li>・継続日における大口定期貯金の店頭表示金利となります。</li> <li>・満期日以後に一括してお支払いいたします。</li> <li>・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算。</li> <li>・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税。 ※令和19年12月31日までの適用となります。</li> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。</li> </ul>				
8. 手数料	—				
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)</li> <li>・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取扱いはできません。</li> <li>・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。</li> </ul>				
10. 中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払戻しいたします。</p> <p>次のA. およびB. の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限といたします。</p> <p>A. 次の預入期間に応じた利率</p> <table> <tr> <td>①預入期間が6か月未満の場合</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>②預入期間が6か月以上1年未満の場合</td> <td>約定利率 × 50%</td> </tr> </table> <p>B. <math display="block">\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></p> <p>(注)基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳・証書記載の満期日（継続したときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率といたします。</p>	①預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	②預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率 × 50%
①預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率				
②預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率 × 50%				

11. 貯金保険制度(公的制度)	<p>・<b>保護対象</b>  当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または統合リスク管理室(電話:0120-43-4401)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。  また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>・ <b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合統合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。  神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話:045-211-7716)</li> </ul>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品は原則通帳式でのお取扱いとなります。</li> <li>・ATMではお取扱いを行っておりません。</li> <li>・その他本紙に記載されていない事項については、自動継続大口定期貯金規定を適用いたします。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算いたします。</li> </ul>

※詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAさがみ